

2018年12月20日

「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」素案に関する意見

豊橋市長 佐原 光一

対応策案（案）上の項目別追加事項
施策

1. 外国人との共生社会の実現に向けた意見聴取・啓発活動等

(1) 国民及び外国人の声を聴く仕組みづくり

国民及び外国人の意見を聞く取り組みについて対応策で示されている項目の確実な実施と併せ、共生施策への反映の仕組みづくりについても、透明性の確保をお願いしたい。

あらゆる機会（制度改正時のみならず定期的にも）において全国市長会、外国人集住都市会議など全国的な関係団体の意見についてもお聞きいただく機会を設けていただきたい。

2. 生活者としての外国人に対する支援

(1) 暮らしやすい地域社会づくり

行政・生活情報の多言語化、相談体制の整備

国の相談所は電話のみでなく、フェイスブック、LINE その他 SNS など文字媒体の活用も行い、その所管する相談について一本化を図るよう検討をお願いしたい。

(2) 生活サービス環境の改善等

交通安全対策、事件・事故、消費者トラブル、法律トラブル、人権問題、生活困窮相談等への対応の充実

運転免許学科試験の多言語化の取組みは大変良いことと思いますが、普通免許のみでなく、将来的にも外国人の多様な働き方を確保するため、第二種免許なども多言語化の検討をお願いしたい。

住宅確保のための環境整備・支援

住宅の確保とともに、居住地域での様々な活動に参加することが共生の重要課題であるため、自治会を始めとする種々の活動への参加を支援する取組をお願いしたい。

(3) 円滑なコミュニケーションの実現

日本語教育の充実

公教育として日本語教育がなされなかったため、日系人の受入では外国人コミュニティが、日本人コミュニティとの意思疎通が困難となってしまう

た実態を踏まえ、自治体や NPO 等の自主的取り組みに委ねることなく、日本のどこに住んでいても同水準の日本語教育を法的根拠に基づいて受けることができるよう、統一的な学習制度の確立をお願いしたい。

(4) 外国人児童生徒の教育等の充実

児童生徒 18 人では不足のため、1 ~ 5 人に 1 人、5 人以上は 15 人につき 1 人の教員が必要と考えます。

保護者の転職などで居住地が変わった場合でも、外国人児童生徒に対する学習環境は可能な限り全国的に同質であることが望ましいことから、統一的な外国人児童生徒に対する学習支援を確立のうえ、実施していただきたい。そのための施策として、現在各地方公共団体が個別に作成している日本語指導用教材をカリキュラムも含めた全国一律の指導用教材(レベル別)として整備するなど、国としてお示しいただきたい。

外国人児童生徒の学習機会を確実に確保するため、家族帯同の外国人が就労する場合、雇用先から就学アナウンスを徹底させていただきたい。(就学証明が無い場合は、雇用しないなど)

言語の異なる外国人児童生徒の言語や発達に不安がある場合、その判断や支援には母語による専門家が必要であることから、専門機関の設置検討をお願いしたい。

中学での転入は困難性が一層高まるため、本市で実施する日本語初期支援校「みらい」のような入り口教育が重要と考えます。

学習意欲は高いものの、受験時までには日本語能力が伴わない生徒に対し、英語で試験を受けられる公立高校が必要と考えます。

(5) 留学生の就職等の支援

【具体的施策】

地方自治体が地元中小企業の留学生採用を支援するために実施する取組に対して支援をお願いしたい。

留学生の適正な学習環境の確保とともに、共に学ぶ日本人学生の語学力・国際感覚の育成のため、留学生と日本人学生がともに暮らすインターナショナル・ハウス(寮)の建設支援をお願いしたい。

(6) 適正な労働環境等の確保

適正な労働条件と雇用管理の確保、労働安全衛生の確保

【具体的施策】

地域に暮らす外国人の互助組織としての団体(本市 NPO 法人 ABT 豊橋ブラジル協会のような)の設立支援と運営支援をお願いしたい。こうした団体による相談活動を通して、そのコミュニティの一層の安定した就労支援が図られると考えます。

(7) 社会保険への加入促進等

外国人の永住化が進むなか、今後国民年金の未加入により無年金者が増加することが予想されます。厚生労働省、日本年金機構等による関係機関により、外国人の在留資格別の統計・分析を確実に実施のうえ、そこから見える諸課題への具体的解決策を立案、実施していただきたい。

その対応策(案)上の対応項目のない追加事項

法務省の司令塔的機能としての「出入国在留管理庁(仮)」の設置に留まることなく、外国人が日本人と同様の公共サービスを享受し、生活できる環境を整備するという国の方針に基づき、外国人との共生に関する基本法を制定するとともに、外国人との共生施策を確実に推進していくため、外国人庁(仮称)を設置していただきたい。

対応策(案)上の文言追加事項

I 基本的な考え方

1 p、4段落目2行目

～外国人が日本人と同様に一市町村民として公共サービスを～

施策

1. 外国人との共生社会の実現に向けた意見聴取・啓発活動等

(2) 啓発活動等の実施

【現状認識・課題】

・2 p、2段落目2行目

～地域コミュニティ等の意識の向上を繰り返し図るとともに、～

2. 生活者としての外国人に対する支援

(1) 暮らしやすい地域社会づくり

地域における多文化共生の取組の促進・支援

【具体的施策】

・6 p、施策番号19、2行目

～各種行政サービスを適切に提供できるようにするとともに、適切な地方
税収納が図られるよう、住民基本～

(2) 生活サービス環境の改善等

医療・保健・福祉サービスの提供環境の整備等

【具体的施策】

・6 p、施策番号20、1行目

電話通訳(テレビ電話が望ましい) 通訳派遣及び多言語翻訳システム～

- ・ 7 p、施策番号 25、2 行目
～ 支払確保等を推進する とともに、医者の義務として支払い能力の無い外国人患者も治療しなければならないことについての対応を図る。

以 上